

申請に必要な書類(譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に家屋が耐震基準に適合することとなった場合または家屋の取壊し、除却、滅失した譲渡の場合)

<ul style="list-style-type: none"> 被相続人居住用家屋等確認申請書(別記様式1-3)【2部】 	
<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の除票住民票の写し (被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合には、当該被相続人の戸籍の附票の写しを含む。) 	
<ul style="list-style-type: none"> 申請被相続人居住用家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し (被相続人の死亡時以降当該相続人が居住地を2回以上移転している場合には、当該相続人の戸籍の附票の写しを含む。) 	
<ul style="list-style-type: none"> 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等 	
<ul style="list-style-type: none"> 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得した「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i)、取壊し、除却又は滅失の場合は(ii)のいずれか 	
(i)	申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の売買契約書の写し等
(ii)	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地等の登記事項証明書の写し等
<ul style="list-style-type: none"> 申請被相続人居住用家屋が「耐震基準に適合することとなった時」又は「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i)、取壊し、除却又は滅失の場合は(ii)のいずれか 	
(i)	耐震基準適合証明書又は建築住宅性能評価書のコピー及び申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった日(耐震改修工事の完了日)が確認できる書類として、工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等
(ii)	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書
<ul style="list-style-type: none"> 当該家屋又はその敷地が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下のいずれか 	
電気、水道又はガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類	
申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し(宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る。)	
所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋またはその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用または居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	
<ul style="list-style-type: none"> 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取壊し等することを約したことが分かる売買契約書等のコピー 	

(裏面に続く)

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(1)～(3)の書類(全て)

(1)	介護i保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど
(2)	施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類
	ア 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
	イ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院
	ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
	エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居
(3)	被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか
	電気、水道又はガスの契約名義人(支給人)及び使用中止日(閉栓日)が確認できる書類
	老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録

※「除票住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」とは、市区町村で交付された原本です。
コピーとは異なりますのでご注意ください